福島県企業局

島

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 ○福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則 ○福島県建設業法施行細則の一部を改正する規則

○福島県公印規程の一部を改正する訓令

報

○福島県企業局財務規程の ○福島県企業局処務規程の一部を改正する規程 一部を改正する規程

ᆫ

 \prec

規 則

福

を改正する規則及び福島県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則、 令和二年三月二十七日 福島県製菓衛生師法施行細則の一部

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十四号

改正する。 福島県調理師法施行細則 **[県調理師法施行細則(昭和三十四年福島県規則第三十八号)の一部を次のように福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則**

第二条を次のように改める。

(受験の手続)

第二条 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号。以下 なければならない。ただし、当該調理師試験前において直近に行われた調理師試験に る者は、調理師試験受験願書(第五号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し 第一項の規定により行う調理師試験(以下「調理師試験」という。)を受けようとす 「法」という。) 第三条の二

> 係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を添付するときは、 号に掲げる書類の添付を省略することができる。 第一号及び第三

- 又は法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者 であることを証する書類 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であること
- 年月日を記入したもの) メートル、横三センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名、 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した正面向き、上半身、 生年月日及び撮影 脱帽の縦四センチ

調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「省令」という。)

- し、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。 第三条を削り、第四条中「当該試験」を「当該調理師試験」に改め、 を証する書類 第四条で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であること 同条を第三条と
- 第七条中「第三条」を「第二条」とし、 同条を第六条とする。
- 第一号様式を次のように改める。

***** *

第1号様式(第1条関係)

調理師名簿訂正申請書

1 登録番号及び登録年月日

登録番号 第 5	号	登 録 年月日		年	月	日
----------	---	------------	--	---	---	---

2 訂正事項 (訂正項目に○を記入すること)

項目	訂 正 前	訂 正 後
本 籍 地 都道府県名 (国籍)		
(ふりがな)		
氏 名		

3 変更の理由及び年月日

上記により、調理師名簿の訂正を申請します。

申請年	F 月日		年	月	日		
電	話	()			
住	所	〒 都 府	道 県				
氏	名		(FI)	生年月日		年月	月日

福島県知事

備考

- 1 戸籍謄本又は戸籍抄本(申請者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))を添付すること。
- 2 黒のボールペンを用い、楷書ではっきり記入すること。
- 3 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3号様式(第1条関係)

収	入
証	紙

調理師免許証書換え交付申請書

1	登録番号及び登録年月1	H

登録番号 第 号	登 録 年月日	年	月	日
----------	------------	---	---	---

2 書換え事項 (書換え項目に○を記入すること)

項目		変更	前	変	更	後
本籍地 都道府県名 (国籍)						
(ふりがな)						
氏 名						
旧姓併記 の 希 望	有	•	無	有	•	無
旧姓						
通称名						

3 変更の理由及び年月日

変更の理由	変 更 年月日	年	月	日
-------	---------	---	---	---

上記により、調理師免許証の書換え交付を申請します。

申請年	F月日		年	月	日			
電	話	()					
住	所	〒 都 道 府 県						
氏	名		(FI)	生年月日		年	月	日

福島県知事

備考

- 1 調理師免許証を添付すること。
- 2 黒のボールペンを用い、楷書ではっきり記入すること。
- 3 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第4号様式(第1条関係)

令和2年3月27日 金曜日

収入証紙

調理師免許証再交付申請書

1 再交付の事由及び年月日

I	=	示	付	破り、汚し、			
0		理	由	又は失った	年	月	日
L	, ,	* ±.	щ	年 月 日			

2 登録番号等

登録番号	第 号	登 録 年 月 日	年	月	日
本 籍 地 都道府県名 (国籍)		生年月日	年	月	日
氏 名	(旧姓)				
通称名					

上記により、調理師免許証の再交付を申請します。

申請年	下月 日		年	月	日		
電	話		()			
住	所	Ŧ	都 道 府 県				
氏	名		(F)	生年月日	年	月	月

福島県知事

備考

- 1 破り、又は汚した場合には、その調理師免許証を添付すること。
- 2 黒のボールペンを用い、楷書ではっきり記入すること。
- 3 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

福

式の改正規定は、令和三年一月一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一号様式、**附 則** 第三号様式及び第四号様

(食品生活衛生課

福島県規則第三十五号

福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

うに改正する。 福島県製菓衛生師法施行細則 (昭和四十二年福島県規則第六十六号)の一部を次のよ

第一条を削る。

条を第一条とする。 試験(以下「製菓衛生師試験」という。)を」に改め、同条に次のただし書を加え、同一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により行う製菓衛生師 第二条の見出し中「試験の」を削り、 同条中「試験を」を「製菓衛生師法 (昭和四十

号に掲げる書類の添付を省略することができる。 願書を知事に提出したことを証する書類を添付するときは、 ただし、当該製菓衛生師試験前において直近に行われた製菓衛生師試験に係る受験 第一号、 第二号及び第四

条までを一条ずつ繰り上げる。 第四条中「試験」を「製菓衛生師試験」に改め、第三条中「試験」を「製菓衛生師試験」に改め、 同条を第三条とし、第五条から第七同条を第二条とする。

第八条中「第二条の」を「第一条の」に改め、同条を第七条とする。

備考1、第六号様式備考1及び第七号様式備考1中「日末工業港路」を「日本産業港路」 に改める。 第一号様式備考1、第二号様式備考、第三号様式備考、第四号様式備考、第五号様式

産業規格」に改める。 第八号様式中「米駅」を「米駅」に改め、 同様式備考1中「田林工無規格」を「田林

第九号様式備考1及び第十号様式備考中「田林田㈱湖路」を「田林巌㈱湖路」に改め

この規則は、 **附 則** 公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第三十六号

福島県建設業法施行細則の一部を改正する規則

福島県建設業法施行細則 (平成十二年福島県規則第七十六号) の一部を次のように改

第二条を削る。

事項審査申請書を提出しようとする者」を「経営規模等評価申請書を提出しようとする 第三条中「第二十七条の二十三第四項」を「第二十七条の二十六第二項」に、

> する者」に改め、 者若しくは法第二十七条の二十九第一項の規定により総合評定値請求書を提出しようと 同条を第二条とする。

第四条を削る。

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

令

(技術管理課建設産業室)

訓

福島県訓令第十号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県知

事 内

堀

雅

雄

出本

先 庁

機機

関関

様式備考及び第五号様式備考2中「田林工牃湛裕」を「田林屈牃湛裕」に改める。 第六号様式備考を次のように改める。 第一号様式備考、第二号様式備考3、第二号様式の二備考、第三号様式備考、 福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

備光

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、 **総長にして用いること**
- 事前使用する用紙等を1部添付すること。

第七号様式備考及び第八号様式備考1中「日本日黪湛嶅」を「日本座黪湛嶅」に改め

附

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福 島 県企業 局

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

令和2年3月27日 金曜日

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1局長専決事項の欄20中「年次有給休暇届の受理及び」を「年次有給休暇の届出の受理及び時季変更(指定)の通知並びに」に改め、同表課長専決事項の欄(共通専決事項)中29を30とし、28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、同欄(共通専決事項)23中「年次有給休暇届の受理及び」を「年次有給休暇の届出の受理及び時季変更(指定)の通知並びに」に改め、同欄(共通専決事項)23を同欄(共通専決事項)24とし、同欄(共通専決事項)中22を23とし、21の次に次のように加える。22 課長、局主幹及び課員の超勤代休時間の指定

別表第1課長専決事項の欄(経営・販売課長特定専決事項)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

別表第2事業所長専決事項の欄中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とする。

様式第1号備考、様式第3号備考並びに様式第4号その1 (永年用) 備考3及びその2 (有期限用) 備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、様式第1号備考、様式第3号備考並びに様式第4号その1(永年用)備考3及びその2(有期限用)備考3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業局処務規程に定める様式による様式は、所要の調整をして使用することができる。

(経営・販売課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7条第2項の表2の項中「賃金、報酬」を「報酬」に改める。

第8条第1項の表4の項及び第50条第1号中「、賃金」を削る。

第62条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第176条第2項第11号及び同条第3項第12号中「にかしがあつた」を「が契約の内容に適合しない」に改める。

第185条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第191条第2項各号列記以外の部分中「契約の相手方が」を削り、同条に次の一項を加える。

4 前3項に掲げるもののほか、契約権者は、契約に当たり暴力団の排除のために必要な事項を約定することができる。

別表第1費用勘定の表中

賞与引当金 繰入額	賞与引当金として計上する ための繰入額
賃金	臨時職員及び人夫の賃金

を 賞与引当 繰入額

金 賞与引当金として計上する

賃金

な

報

ための繰入金	定福利費
法 定 福 利 費	に、 報酬 臨時又は非常勤の顧問 託員等に対する報酬
報酬 第一号会計年度任び臨時又は非常勤嘱託員等に対する	かの顧問、 に改める。
別表第2費用勘定の表中 報酬 ほ	塩時職員及び人夫の賃金 塩時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
第一号会計年度任用職員及しび臨時又は非常勤の顧問、に、	(与引 当 金 乗 入 額 賃 金
賞 与 引 当 金 繰 入 額	に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和元年度予算の収入、支出及び決算に係る事務については、改正後の福島県企業 局財務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の福島県企業局財務規程のそれぞれの規定に基づき 作成されている書類は、改正後の福島県企業局財務規程の相当の規定に基づいて作成 された書類とみなす。
- 4 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業局財務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(経営・販売課)

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。